

都市機能再生にかかる金融手法に関する一考察

(株)日本政策投資銀行 若林茂樹

要 旨

1999年に地方分権一括法が制定され、地方債が許可制度から協議制度へ移行し、財政の早期健全化及び再生を図る制度として地方財政健全化法が導入される等、地方自治体を巡る環境はその後15年余りの間に変容してきた。加えて国及び自治体の負債残高は高水準にあり、財政赤字の削減が急務である。財政を含む地方分権の流れを踏まえると、今後自治体は市場を活用した資金調達の高比重を高める方向に進むものと思われ、老朽化したインフラの更新、整備についても地域独自に財源を確保していく必要がある。

海外でも自治体が中心市街地活性化に取り組む中で、独自の財源確保が課題とされてきた。アメリカでは早くから **Tax Increment Finance**（以下「TIF」という）という制度が普及しており、それに追随する形でイギリスでも導入され、都市機能の再生に大きな役割を果たしている。日本においても今後の自治体の財政、特に自主財源の確保を考える上で示唆に富む仕組みと思われるが、直ちに導入することは難しく実現に向けたハードルは高い。

本稿では、老朽化したインフラを更新し都市機能を活性化する方策として、固定資産税、都市計画税を引当（担保）とする **TIF** の日本での活用可能性を検討する。そしてそのための具体的な金融手法として、日本において実績のある、信託制度を用いた債権流動化、証券化の仕組みの利活用を提言する。

TIF により財源を確保することができれば、地方自治体の財務基盤の拡充、特に民間からのファイナンスに途を開くことに繋がり、以て地域経済の活性化、国及び地方財政の安定化に資する効果があるものと思われる。

以 上